

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省 情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 261-7127
住所 ちばけん ちばしみはまくなかせ 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6
WBGマリブウエスト 27階
かぶしきがいしゃ
株式会社ベイエフエム
氏名 とみ づか くに おみ 富 塚 國 興

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等のあり方に関する懇談会報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見のポイント
P 5 P 6		(2) 2011年頃におけるメディア環境 ア 固定系 イ 移動系	2011年頃といえども、アナログラジオは重要メディアとして存在すると予想されるので、「メディア環境」を論ずるのであれば、アナログラジオの記載は不可欠ではないでしょうか。
P 1 2	6行目～	ハイブリッドの音声放送を実現するI B O C方式についての意見があった。	将来予想される、現アナログラジオ放送の高度利用、デジタル化において、I B O C方式は有効な方法の1つと思われます。このことについて今後検討の場が設けられることを期待します
P 2 3 P 2 4	3 4行目～ 1 2行目～	(2)「地方ブロック向け放送」の扱い 「地方ブロック」を誰がどう区分けするか今後の検討にゆだねられている。 「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当てについては、こうした点を十分踏まえつつ、今後さらに検討を行うことが適当である。	「地方ブロック」の区分け及び周波数の割り当ては、特定事業者の意向に偏ることがあってはいけないので、国が行うか、国が強いリーダーシップをとることが必要と考えます。この場合、各地方ごとの周波数（帯域）需要を正確に把握し、周波数（帯域）不足や死蔵が起こらないようにすることが重要と考えます。

P 2 6	1 0 行目～ 1 5 行目～	<p>(2) 放送対象地域</p> <p>同一の放送対象地域内において異なる番組を放送することは、基本的に想定されていない。</p> <p>「全国向け放送」に割り当てられた周波数により「全国で同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「地方向けの放送番組」を放送することも想定される。</p> <p>このため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。</p>	<p>「全国向け放送」については、放送対象地域内を区分した地方向け放送を可能とすると述べているが、「地方ブロック向け放送」について同様のことが述べられていない。本「報告書(案)の概要」に示された地方ブロックの例示によると、放送対象地域は現在一般的な県域に比べ相当広範囲である。これでは地域密着型のコンテンツ放送になじまないため、「地方ブロック向け放送」においても放送対象地域をさらに区分したローカル放送が可能な制度整備が必要であると考えます。</p>
P 2 7 P 2 8	9 行目～ 2 行目～	<p>2 参入規律 ア ソフト事業</p> <p>(ア) 勘案すべき要素</p> <p>多数のソフト事業者がそれぞれ1のチャンネルを有するよりも、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようにすることが適当と考えられる。～他方、放送による表現の機会ができるだけ多くものに確保～相反する2つの要素を適切に勘案することが必要と考えられる。</p> <p>(ウ)「地方ブロック向け放送」のソフト事業者一つの地域において、複数チャンネルを有する複数のソフト事業者の参入を前提とすることが適当である。</p>	<p>左記項目に述べられているように、相反する2つの要素があるので慎重に検討をしていただきたいと思えます。特に「地方ブロック向け放送」においては、これまでの地域密着型のラジオ放送のノウハウを十分生かすことができるよう、現ラジオ放送事業者のうち、ソフト事業者として参入を希望する者には参入が可能となる枠組みが必要だと思えます</p>

		<p>全体として</p>	<p>全国に100社以上ある民間（アナログ）ラジオ事業者は、自らの事業が今後どうなるかについて大きな懸念を持っています。ラジオ放送（アナログ）の制度はそのままであっても、社会の趨勢によりアナログラジオはいつしか消滅することも考えられます。ラジオ市場規模が変化しないと仮定すると、デジタルラジオの進展により、アナログラジオの市場規模が減少することは明らかです。地方では職場でも家庭でも、携帯電話による移動受信ではなく、固定受信または自動車内の移動受信が定着しており、今後もその形態は大きく変化するとは思えません。戦後約60年間に渡り培われてきた地域密着メディアとしてのラジオ文化が、デジタル時代においても継承されるよう、アナログラジオのデジタル化を含め今後のありかたを議論する場が設けられることを切望します。</p>
--	--	--------------	---